

小林學堂先生編纂

現行法規全書 全一冊
總價 紙幣 船來 總價 紙幣 船來 總價 紙幣 船來
小包 正紙 船來 總價 紙幣 船來 總價 紙幣 船來
包價 數千 來上 金六拾 餘頁等
料金 二百 拾錢

內容

- 憲法 ● 議院法 ● 衆議院議員選舉法 ● 同附屬法令 ● 貴族院令 ● 同附屬法令 ● 皇室典範 ● 法例 ● 民法 ● 同施行法 ● 商法 ● 同施行法 ● 民事訴訟法 ● 同施行條例 ● 刑法 ● 同附則 ● 刑事訴訟法 ● 裁判所構成法 ● 同施行條例 ● 執達吏規則 ● 公證人規則 ● 戶籍法 ● 供託法 ● 會計法 ● 相續稅法 其他最近に至る法令數百件

本書は最近に至る迄の重要な法規は細大漏さず蒐集したるものにして携帶に頗る便なり
司法官、辯護士、各大學學生は諸君は必ず一本座右に備へざる可からざるの良書也

農學士澤誠太郎著述

最新實用農業講話 全壹冊
 ○洋裝大判紙數五百頁
 ○總振假名付平易
 ○挿圖鮮明凡百個
 ○特賣九十錢小包料十錢

世界の老強國たる露國と戰つて連戰連勝の大名譽を全世界に轟かしたる我日本帝國は實に世界的一大強國として東洋の覇權を握つて立つの國となれり此より我日本帝國の偉業を遠く亞細亞大陸に或は四圍の海上に企圖せらるべく交通の區域は擴張せられ製造貿易の事業は盛に起さるべし、然れ共我國は古來瑞穂の國と稱し農を以て立國の大本とすることを忘るべからず農業の盛衰は實に我國の盛衰に關す今や戦後の經營として國力の充實を謀り國家繁榮の大基礎を永遠に樹立せんと欲せば先づ農行の改良進歩に待ざるべからず弊堂茲に見る所あり深遠なる學識と豊富なる經驗ある著者に乞ひ此書を公にす此書は徒らに高尚なる學理にのみ走るの弊なく徒に實地にのみ偏するの陋なく學理と應用とを巧に適合せしめ農學の全般を網羅せり加ふるに文章平易插畫明晰講述叮嚀親切を盡したれば一般農家の子弟殊に獨學諸士に取りては無二の伴侶として裨益する所大なるべきを信ず乞ふ一本を座右に具へ以て本書の價値を本書自身に語らしめよ、今參考までに本書の内容を左に大體示さん

目次

●第一編 作物、作物の分類、作物變化の要素、●第二編 種子の構造と發芽、種子發芽の要素發芽の際の物質變化、種子と植物栽培の根の作用及び其構造根の吸収する養分、養分と植物栽培、根を發育、根の吸収作用、根と植物栽培、葉の構造及び作物、同化作用及び之に必用の件、有機物の移轉、同化作用と植物栽培、發散作用及び呼吸作用、莖の作用及び其構造、植物の生長、植物の生殖、植物と遺傳、植物と電氣、●第三編 植物の病、植物の病因、菌類の概説、病菌の性状、予防及び驅除法、殺菌劑と其使用法、稻萎縮病、稻奴病、稻葉枯病、麥又澁病、麥斑葉病、麥之枯病、麥奴病、玉蜀黍黑穗、粟白髮病、茄子之枯病、瓜白絹病、馬鈴薯疫病、燕青根病、葱類赤澁病、葡萄腐敗病、葡萄白澁病、苹果腐敗病、柑橘類煤病、桃縮葉病、梨黑星病、桑枝枯病、桑柴紋羽病、桑赤澁病、煙草赤星病、煙草の枯病、鹽蘆白澁病、甘蔗アカデ病、禾

穀類の害虫蔬菜類の害虫、草穀類の害虫、果樹類の害虫、工藝作物の害虫 ●第四編 小陸の配置、地勢及び海流、風位及び降雨、測候溫度の測定、地中の溫度、我國の氣温、光線、露霜霧雲、雨と雲、風と作用、天氣豫報、暴風警報、我國の氣候、各地平均溫度表、二十四氣節と雜節、●第五編 土壤の狀態、各種の素因、大氣の素因、溫度の素因、雨水の素因、純粹なる水の素因、結氷の素因、海水の素因、有機成分、有窒素有機分、無窒素有機分、無機分、粘土、壤土、石灰土、砂土、礫土、礫土、泡沸石土、重量、粒子の細粗、比重、浸透性、吸収力、と保蓄力、毛細管行力、導水性、吸収性、溫度、肥沃の源因、薄瘠の源因、土壤檢定法、●第六編 動物性肥料、植物性肥料、礦物性肥料、雜類肥料及び間接肥料、肥料の三要素分析表、作物農産製造物主要成分表、普通肥料養分表、普通一段歩の施肥料、磷酸性肥料含有磷酸分量、肥料の重量、綠肥製造法、堆肥製造法、燒肥製造法、

肥料の効能、肥料試驗法 ●第七編 耕器、碎土器、鎮壓器、除草器、収納器、度量器 ●第八編 種子、播種、移植、植物管理、取納、禾穀類、稻の栽培及び麥類の栽培、莖菹類、蔬菜類、根菜類、葉菜類、芻草類、工藝植物類、纖維科類、糖科類、油科類、染料類、香料類、藥草類、雜類、蕃殖、移植法、管理法、収納、果樹類、工藝樹木類、需藥類、需實類、需幹類、需根類、林樹類、雜類、實蔭法、分採法、標本法、壓條法、接木法、接木に對する心得、接木に使用する用意 ●第九編 物、園藝曆、樹木初草花部、(附が) ●第十編 輪栽法 ●輪栽法 ●澆漑法 ●排水法 ●第十編 家畜、直接遺傳、間接遺傳、交尾年齡及分娩期、飼養物、管理法、牛、肉用牛種、乳用牛種、本邦種、馬、羶羊、長毛種、短毛種、山地種、山羊、豚、支那種、伊太利種、魯國及び波蘭種、佛蘭西種、英國種、兔 ●第十一編 家禽の種類、雞、鶩、家禽飼養法、鶩の飼養法、家禽の病害 ●第十二編 養蠶の種別、蠶種撰

擇、蠶卵、蠶兒、蠶病、蠶具、蠶室、飼育法、取繭、製種法、諸種の注意、路性、品種、管理法、採蜜 ●第十三編 鳥獸の寄、魚の病、鯉、鰻、鮭、鱒 ●第十四編 麻探製法、蘭探製法、楮探製法、漆探製法、蔬菜軟化法、温床構造法、軟化室構造法 ●第十五編 土地利用法、用水、土石類、氣候、人力、畜力、機械力、固定資本、流通資本、安全及販路、雜費、特別費、地益、資本利子、稟地の所有權、農場と社會的狀態との關係、農場の氣候、農場の土質、農場の大小、農場の領取、農場の設定、農場主、耕種組織、農場組織に於ける家畜、農業組織に於ける養蠶、農業組織に於ける農工業、農場管理 ●第十六編 土壤改良法、勸業銀行、農工銀行、火災保險、電害保險、家畜保險、農學校、農事講習所及び巡回講話、農事試驗場、農事試驗場分析依頼手續、分析依頼者心得、農會、共進會又は博覽會。

法典研究會編纂(主任法學士丸尾昌雄)

改正日本六法講義

合本 全一冊

洋裝背皮金文字
紙數二千三百頁
正體振假名
小包價十五圓
小料十圓

内容(憲法、商法、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法、刑法)

其れ人々相集りて一國家を形成するや其を統治するに必要なる機關なかるべからず、其必要機關として制定せられたるものは法律なり、實に法律は國家統治の根本機關たり、苟も今日文明の社會に生存し獨立自主の生活をなさんとするものは貴賤貧富に關らず少くも法律一般を知り居らざるべからず。

法律なるものは其範圍至て廣く其學理頗る深遠なれば到底一朝一夕に研究し得らるゝものにあらずと雖も法律一般の法理解釋を廣く一般社會の人に知らしむる必要あるを思ひ、弊堂茲に憲法、商法、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法、刑法に付て夫々當代知名の諸大家に執筆を乞ひ之を發刊するととなれり、其講述明晰、行文流暢にして何人にも一見通曉し易く爲めに此書を通覽する時は身親しく良師に就いて聞くの感あり、世の通學の便りと時機を失へる人は勿論其他常に法律に親炙すべき諸官吏、各種の實業家并に法學研究の學生諸士は必ず一本を座右の好伴侶とし、法律一般を知るの用に供し或は他日深遠の法理を採るの階梯とせば蓋し裨益する所多大なるものあらむ、見よ該講義が初めて出版せられて以來好評噴々二三年にして版を重ねると七度以て其聲價を知るべし今や大に改訂増補する所あり、江湖諸君の春願に報いんが爲め豫約方法を以て特別に減價發賣せんとす、乞ふ所々甲込あらんとを左に本書中の一二を摘記し以て見本に供せん。

◎憲法 第三條 天皇は神聖にして侵すべからず(解) 本條は天皇の行爲は總て無責任なりと規定す天皇は神聖にして侵す可からずと云ふことは天皇は如何なる事情ありと雖も自己の行爲に付ては其責に任することなしとの義なり詳言すれば天皇は國法の適用上萬般の權力の上に位するを以て、國家の機關たる資格に於て無責任なるのみならず、一個人たる資格に於ても無責任たり。

◎商法 第五條 未成年者又は妻が商業を營むときは登記を爲すことを要す。註(未成年者とは丁年未満の者を云ふ此未成年者又は妻が父又は夫等の許しを得て商業を爲す時は必ず登記を爲さるべからず)

◎民法 ○親等とは何か且つ其計算法、親等とは何代目と云ふ如く血統の遠近を表はす等級を云ふものとす扱て其れを計算するには如何にするかと云ふに先づ左の表を熟思すべし(參照七二六條)

○親族及其親等の圖

◎民事訴訟法 六九、貧困なる者の訴訟費用を以ては爲すべからず必す幾何かの費用を要するに於ては之れが爲め貧困なる者は伸張すべし權利を主張するを得ず空しく權利の上に泣寐入りする場合尠からず、法律は是か爲め訴訟上の救助と稱し、何人を問はず、自己又は其家族の必要なる生活を害するに非されは訴訟費用を出すことを能ざる者は訴訟上の救助を求むることを許せり

◎刑事訴訟法 九五、告訴發は代人を以て爲すことを得るや

告訴發は代人に委任して之を爲すことを得無能力者の告訴は法律上代理人之をなすも其効ありとす、但官吏公吏の爲す告訴發は代人を以て爲すことを得ず(刑訴第五十四條)

◎刑法 一二、犯意あるも犯罪の事實なきときは其罪を論せず甲者あり、乙女を有夫の婦なりと信し有夫姦を爲すの意を以て姦通したるに其實乙女は處女なりしときは甲者は犯罪をなすの意思ありと雖も有夫姦の所爲なきを以て無罪なり、道德は此場合を以て有罪となすべしと雖も刑法は又事實を重んずるが故に自ら道德と其結果を異にせり

文學士 山岸辰藏著

國文故事熟語正解

全一冊 紙數四百頁
郵稅四拾錢
六錢

諸多國文を讀むに當りて最も困難を感じしむるものは其故事成語の出所又は解釋に在り殊に雜言のごときは最も解し難しとする所なり之を解するに非ざれば國文を讀んで國文の意義を知らず蛙鳴蟬騒に等しく何等の得る所なかるべし豈に遺憾の至ならずさせんや而も是等の故事熟語は其數極めて多く大家と雖も悉くは悉く解し得るもの少なかるべし然れば是等を會得せんとするには何に依りて知ることを得るや世に二三註解を加へたるものなきに非ずと雖も繁閑宜しきを得ず且解釋妥當ならざるが如し編者は大に之を憚し最も必要と認むるもの約五千許を擧げ五十音順に依りて正しく配列し詳密なる註釋を施し以て本書なるに至れり正に是れ國語辭典中に於ける最も簡潔至便なるものなり請ふ披閱して其眞價を知り給はんことを。

文學士 山岸辰藏著

三ヶ月並普通作文新書

全一冊 洋裝金文字入
大判四百頁
價九拾錢
小包十錢

本書が内容及總目錄入用の方は郵券四錢御送付あれ
ば呈す

文章として語格文法に適せざるものは文章にあらず唯文字を配列したるに止まるのみ故に是等の文章は讀で其意の在る所を知るに能はず果して何の爲めに作れるやを知るに迷ふ況んや文章の主眼とする所の人を感動せしむるが如き到底不能に屬するに於いてなや編者は常に之を歎じ語格文法を正し摸範となるべきもの百數十章を類別して掲げ作文上に應用すべき故事等は悉く「いろは」別を以て類聚し且つ詳密なる解釋を施し尙必要なる成語を登載し之が註解を加へたるものは本書なり凡そ世に作文書は汗牛充棟書ならずと雖も本書を披閱し以て之を熟讀玩味する時は作文獨習の上に於て大に得る所あるは勿論文章の至難なる點も之を解し得て金玉の文を成すこと左まで困難ならざるべしと惜ず敢て一本を座右の寶典とせられんことを薦む。

